

(整理番号1908)

長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会(第3回)議事要旨

開催日時	令和元年8月7日 10時10分～12時15分		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 長野県最低賃金専門部会部会長報告について 3 その他		
<p>1 長野県最低賃金の改正審議について</p> <p>長野県最低賃金の改正審議に先立ち、事務局から第3回総会資料No.4-2(第1回専門部会資料No.7)で配付した「Bランクの地域別最低賃金の推移」について、訂正資料を配付し説明があった。</p> <p>(1) 労働者側代表委員の発言</p> <p>労働者側代表委員から新たな提示額として、Dランクの各県でプラス2円、Bランクの他県でプラス1円の決定していること等を考慮し、28円引上げ849円とするものの提示がされた。</p> <p>また、使用者側代表委員から発言のあった付加価値の適正配分、企業間の適正取引の必要性について、労働側も理解していること、連合が実施した調査(リビングウェイジ)において、長野県の賃金は月額で153,000円、時間額で930円を必要としているアンケート結果を例にとる意見等が述べられた。</p> <p>(2) 使用者側代表委員の発言</p> <p>使用者側代表委員から新たな提示額として、生産性の向上等の成果は不十分な状況であること、小規模事業所では人材不足で経営環境も厳しい状況にあり、支払い能力も十分ではないこと等から、最賃引上げの目安としている年率3%を根拠に25円引上げ846円の新たな金額提示がされた。</p> <p>(3) 金額審議</p> <p>金額審議を繰返した結果、労使の合意には至らず、労働者代表委員から公益見解を求める意見が出され、使用者代表委員も了解した。</p> <p>(4) 公益委員見解</p> <p>公益委員見解として、27円(目安額)引上げ時間額848円を提示し、採決を行った結果、公益側代表委員1名(部会長代理を除く)、労働者側代表委員3名が賛成、使用者側代表委員3名が反対し、公益見解どおりとすることが議決された。</p> <p>2 長野県最低賃金専門部会部会長報告について</p> <p>部会長報告(案)を示し、審議の結果、同(案)のとおり部会長報告を長野地方最低賃金審議会会長あて報告することが議決された。</p>			

3 その他

なし。

配布資料

Bランクの地域別最低賃金額の推移[第3回総会資料No.4－2訂正版]